

「なんでも情報局アンテナ」申込書・青梅市ホームページ掲載同意書

掲載希望号 月 日号

申し込み日 月 日

原稿をお持ちになった方

氏名

住所

電話番号

広報係からの問い合わせ先 同上

氏名

住所

電話番号

掲載希望の内容 催し 会員募集 その他
件名

日時

会場

対象

内容

講師・指導

費用・その他

問い合わせ (1つ)

..... <切り取り線>

「なんでも情報局アンテナ」への掲載条件

市民の皆さんの文化やスポーツ活動を支援するために設置したコーナーです。

1 掲載できるものは、原則として市内の公共的施設で活動しているサークル・団体等が主催する案内です。

2 掲載できないものの例

- (1) 政党・宗教活動に関するもの
- (2) 営利目的や個人活動（塾や個人教室など、「わたしが教えます」式のもので催しや会員募集を含む）
- (3) 講師・指導者が、団体の責任者である場合や原稿内の問い合わせ先・申し込み先になっているもの
- (4) 問い合わせ先が個人宅や団体事務局でないもの（携帯電話は可）
- (5) 会員のみを対象とした案内や連絡、定例的な行事など
- (6) 求人・求職案内、利益を追求する営業に関するもの
- (7) 個人で必要とするものの募集や差し上げますというもの
- (8) その他、広報掲載にふさわしくないと判断されるもの

3 原稿は間違いのないように、正確にお書きください。

掲載後に生じた問題に関しては、市は一切の責任を持ちません。

4 会員募集など期限がないものについては、市の記事量によって、希望掲載号に載らない場合があります。

5 同一団体の催し等の掲載は1か月以上の間隔、会員募集は6か月以上の間隔が必要です。

6 一回掲載した記事と同一と判断できる内容は継続掲載できません。（同一の催しの複数回掲載は不可）

7 ページの構成等により、要旨を変えない範囲で広報係により加筆・除筆する場合があります。

8 連絡先も含めて「青梅市ホームページ」に掲載しますのでご了承ください。

☆原稿提出の締め切り

1日号…前月の10日

15日号…前月の25日

※閉庁日・連休の場合締切が早まります。

申し込み・問い合わせ 青梅市企画部秘書広報課広報係（市役所4階）

電話0428-22-1111 内線2414・2415、 FAX0428-21-2879